

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 評議員選任規程

平成 19 年 5 月 14 日

神社協規程第 34 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 9 条の規定に基づき評議員の選任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第 2 条 評議員選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。

2 評議員候補者の推薦は、別表に定めるところにより行う。

(評議員選任・解任委員会の設置)

第 3 条 評議員の選任及び解任を行うための機関として、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(評議員の選任)

第 4 条 委員会は、理事会から本会の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と当法人及び役員等との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第 5 条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けたくうえで審議し、解任の可否について決議を行う。

(評議員の退任)

第 6 条 公職又は施設の代表者、団体の長等でその地位により評議員となったものが、任期中その地位を辞任したときは、評議員の職を退任するものとする。ただし、定款第 6 条に定める評議員定数に足りなくなるときは、退任後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

2 前項の規定に基づく退任は、委員会の決議を要しない。

(欠員補充)

第 7 条 前 2 条の理由により評議員に欠員が生じた場合は、第 2 条に規定するところにより候補者を推薦する。

(委員の選任及び任期)

第 8 条 委員会委員の選任及び解任は、理事会が行う。

2 委員の任期は 4 年とし、再任を妨げない。

(委員の報酬等)

第9条 委員会委員の報酬は、これを支弁しない。ただし、委員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

(委員会の運営)

第10条 委員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 委員会の委員長は、委員の互選とする。

3 前項の委員長は、委員会の議長となる。

4 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第11条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 委員長は、議事録に記名押印する。

(委任)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

1 この規程は、平成19年5月14日から施行する。

2 この規程は、平成26年4月1日より施行する。(改定第101号)

3 この規程は、平成28年12月21日より施行する。(改定第115号)

別表

区分	人数
1. 地域福祉事業に関心を持つ者 (福祉活動の地域別代表者)	10 ~ 16
2. 学識経験者等	
3. 社会福祉に関係のある団体の代表者 内訳 医薬関係団体(医師会・歯科医師会・薬剤師会等) 高齢者関係福祉施設 児童関係施設 商工関係団体 企業関係団体 教育関係 子ども会育成連合会 NPO法人 市民活動グループ ボランティア連絡協議会 シニアクラブ連合会 身体障害者福祉協議会 等	16 ~ 22
4. 行政関係者	1 ~ 2
合計	27 ~ 40